

2024年2月29日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
経済産業大臣 齋藤 健 様
原子力規制委員会
委員長 山中 伸介 様

原水爆禁止日本国民会議
石川県平和運動センター
原水爆禁止石川県民会議
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
さよなら志賀原発ネットワーク
社会民主党石川県連合
石川県勤労者協議会連合会

志賀原発の廃炉を求める要請書

1月1日に発生したマグニチュード7.6の能登半島地震により、北陸電力志賀原発1、2号機（石川県志賀町）には施設の損傷、トラブルが多数発生し、変圧器の破損は二か月たってもいまだに復旧のめどが立っていません。また、3メートルの津波が襲来したとも報告されています。

今回の地震は、北陸電力が想定していなかった複数の断層が連動したと思われます。現在発表されているところによると、今回の地震で志賀原発の震度は5強でしたが、一部の周期帯の加速度が想定を上回ったことが報告されています。もし稼働中であればどうなっていたことかと、原子力規制委員会による活断層評価や耐震性評価について多くの国民は疑問や不安を感じています。

今回の地震では半島各地で道路の寸断、土砂崩れ、隆起・陥没などが発生し、救援活動に大きな障害となりました。漁港も隆起により使用できなくなり、海上からの救援活動にも支障をきたしました。モニタリングポスト（放射線監視装置）も石川、富山両県に設置されている116カ所のうち18カ所のデータが送信不能となり、復旧も大きく遅れました。放射性物質の敷地外への漏洩監視という重要な機能が失われたことは深刻な問題です。今回の事態により、原子力災害対策指針や自治体の避難計画は根本から見直さざるを得ないことが明らかとなりました。

北陸電力は志賀原発2号機について、2026年1月の再稼働を想定しており、震災後も「志賀原発の安全確保に問題はなく、原子力の重要性は変わらない」と述べています。しかし、今回の地震発生時、もし志賀原発が稼働していたら、原発震災の可能性もありました。いま求められるのは再稼働ではなく「廃炉」です。

志賀原発の廃炉を要請するという私たちの基本的姿勢の下、以下の項目を要請します。

要請事項

1. 志賀原発の廃炉について

- (1) 志賀原発は大地震が想定される活断層が集中する能登半島の中ほどに立地している。そもそもこの場所は立地には不適である。今回の能登半島地震のような大規模な自然災害に原発事故が重なった場合、深刻な原発震災となることは明らかである。志賀原発の廃炉を含め、原子力発電から撤退すること。
- (2) 北陸電力の今回の地震後の情報発信は、あまりにもお粗末である。危機管理能力の欠如は明らかであり、万が一重大事故が起こった場合の初期対応を迅速・適切に行えるとは到底思えない。原子炉等規制法第43条の4の6第2項第3項に定める技術的能力に欠けることは明らかであり、許可を取り消すこと。

2. 志賀2号機の新規制基準適合性審査について

- (1) 能登半島地震は北陸電力の活断層評価の限界、そして原子力規制委員会の審査能力の限界を端的に実証した。信頼が失墜した中、地震・活断層以外の分野であろうと、審査を継続することは許されない。審査を中止すること。
- (2) 変圧器だけではなく、施設全般にわたって重要度分類の見直しをすること。

3. 志賀原発は「安全上の問題はない」とする山中伸介委員長の一連の発言について

- (1) 1月10日の原子力安全委員会、そしてその後の委員長会見で山中委員長は事実上の「安全宣言」を行っている。余震が続き、北陸電力のトラブル情報の発表も続き、十分に安全確認がされない中の「安全宣言」はありえない。発言を撤回すること。

4. 志賀原発の現状と調査について

- (1) 政党や国会議員の調査をいまだ受け入れていない。報道機関も入っていない。調査団受入れを拒否し続ける北陸電力の対応は異常であり、原子力規制委員会として指導すること。
- (2) 北陸電力の報告は修正が多く、信用性に疑念がある。北陸電力の報告を待つだけではなく、まずは山中委員長はじめ原子力規制委員会が自ら直接調査をすること。
- (3) 原子力規制委員会は地震発生直後に内閣府とともに事故合同警戒本部を設置しているが、当日21時50分に廃止している。余震が続く中であり、また翌日以降、次々と北陸電力から施設の損傷やトラブルが発表されている。警戒本部の廃止は早

すぎであり、廃止基準を見直すこと。

5. 原子力災害対策指針について

- (1) 今回の地震に原子力災害が重なっていたら、原子力災害対策指針に定められた大半の項目が実施不可能であった。原子力規制委員会は指針の基本的考え方は見直さないとし、屋内退避の運用のみ見直す方向で議論が進んでいるが、露骨な問題の矮小化である。まずは指針全体の破綻を認めること。
- (2) P A Zは全面緊急事態で即時避難である。今後、原子力規制委員会で議論される屋内退避の運用問題は5 k m圏には適用できず、指針の基本的な考え方の見直しは必ずであると認めること。
- (3) 自治体職員、消防、警察、自衛隊等原子力防災業務にあたることを想定していた組織や人員は地震や津波、火災等による被災者の救助、孤立集落の支援、避難所の運営等で忙殺されている。放射能汚染が広がる中、原子力防災業務にあたる人員の確保の見通しを明らかにすること。

6. 志賀地域原子力防災協議会の緊急時対応のとりまとめについて

- (1) 大地震発生と原子力災害が重なった複合災害が発生した場合、原子力規制委員会は自然災害への対応を優先する方針を示している。緊急時対応は停止、放射線防護は放棄となる事態があると認めること。
- (2) 石川県や志賀町、そして周辺自治体は原子力防災計画、避難計画の抜本的見直しが避けられない。その間、緊急時対応のとりまとめは停止すること。